

新 旧 条 文 対 照 表

(新)	
(組合の事務所等)	
第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。	
<u>東京都渋谷区神南1丁目6番3号</u>	
(設立事業所の名称及び所在地)	
第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。	
名 称	所在地
T S I ホールディングス健康保険組合	<u>東京都渋谷区</u>
株式会社トスカバノック	東京都千代田区
株式会社T S I ソーイング	山形県米沢市
株式会社ジャック	静岡県牧之原市
株式会社T S I ホールディングス	東京都港区
株式会社ブラックス	東京都渋谷区
株式会社アルページュ	東京都港区
株式会社T S I	東京都港区
株式会社スタージョイナス	静岡県静岡市
株式会社エス・グルーヴ	東京都中央区
Laline JAPAN 株式会社	東京都港区
アナディス株式会社	東京都渋谷区
Urth Caffè JAPAN 株式会社	東京都渋谷区
株式会社トスカバノック	埼玉県入間郡
株式会社アンドワンダー	東京都世田谷区
株式会社H Y B E S	東京都港区
株式会社T S I ソーシャルワークス	東京都港区
株式会社T S I (上野商会事業部)	東京都渋谷区

附 則
(施行期日)
この規約は、令和4年9月20日から施行する。

(旧)	
(組合の事務所等)	
第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。	
<u>東京都港区北青山1丁目2番3号</u>	
(設立事業所の名称及び所在地)	
第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。	
名 称	所在地
T S I ホールディングス健康保険組合	<u>東京都港区</u>
株式会社トスカバノック	東京都千代田区
株式会社T S I ソーイング	山形県米沢市
株式会社ジャック	静岡県牧之原市
株式会社T S I ホールディングス	東京都港区
株式会社ブラックス	東京都渋谷区
株式会社アルページュ	東京都港区
株式会社T S I	東京都港区
株式会社スタージョイナス	静岡県静岡市
株式会社エス・グルーヴ	東京都中央区
Laline JAPAN 株式会社	東京都港区
アナディス株式会社	東京都渋谷区
Urth Caffè JAPAN 株式会社	東京都渋谷区
株式会社トスカバノック	埼玉県入間郡
株式会社アンドワンダー	東京都世田谷区
株式会社H Y B E S	東京都港区
株式会社T S I ソーシャルワークス	東京都港区
株式会社T S I (上野商会事業部)	東京都渋谷区